

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月25日

【会社名】 株式会社ダイセル

【英訳名】 Daicel Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小河 義美

【本店の所在の場所】 大阪市北区大深町3番1号

【電話番号】 (06) 7639-7171 (代表)

【事務連絡者氏名】 事業支援本部経理グループリーダー 高橋 清

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目18番1号 東京本社事務所

【電話番号】 (03) 6711-8121

【事務連絡者氏名】 執行役員 事業支援本部副本部長(兼)
事業支援本部IR広報グループリーダー 廣川 正彦

【縦覧に供する場所】 株式会社ダイセル東京本社事務所
(東京都港区港南二丁目18番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月21日開催の当社第158回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金25円

第2号議案 取締役11名選任の件

小河義美、杉本幸太郎、榊康裕、塩飽俊雄、川口尚孝、北山禎介、浅野敏雄、古市健、小松百合弥、岡島眞理、西山圭太の11名を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

山田健一、幕田英雄の2名を監査役に選任するものであります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を「年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）」から「年額640百万円以内（うち社外取締役分は年額140百万円以内）」に改定するものであります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を「年額120百万円以内」から「年額130百万円以内」に改定するものであります。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

譲渡制限付株式の割当てに際して、取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容のうち、譲渡制限の解除に係る対象取締役の在任の条件について「当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、役員待遇理事、相談役、顧問または参与その他これらに準じる地位」から「当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位」に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	2,316,388	644	8	(注)1	可決 99.50
第2号議案					
小河 義美	1,781,558	301,273	234,189	(注)2	可決 76.53
杉本 幸太郎	1,945,638	137,202	234,189	(注)2	可決 83.58
榊 康裕	2,044,274	38,566	234,189	(注)2	可決 87.81
塩飽 俊雄	2,272,632	44,389	8	(注)2	可決 97.62
川口 尚孝	2,271,806	45,215	8	(注)2	可決 97.59
北山 禎介	1,977,772	105,067	234,189	(注)2	可決 84.96
浅野 敏雄	2,055,998	26,842	234,189	(注)2	可決 88.32
古市 健	1,943,473	139,366	234,189	(注)2	可決 83.48
小松 百合弥	2,061,362	21,478	234,189	(注)2	可決 88.55
岡島 真理	2,061,295	21,545	234,189	(注)2	可決 88.55
西山 圭太	2,056,021	26,819	234,189	(注)2	可決 88.32
第3号議案					
山田 健一	2,059,148	23,702	234,189	(注)2	可決 88.45
幕田 英雄	2,014,849	67,999	234,189	(注)2	可決 86.55
第4号議案	2,307,670	3,845	5,524	(注)1	可決 99.13
第5号議案	2,308,475	2,960	5,524	(注)1	可決 99.17
第6号議案	2,295,799	19,778	1,462	(注)1	可決 98.62

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上